

平成30年 2月21日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室

御中

「平成30年度輸入食品監視指導計画(案)」に関する意見

- 【名称】 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費者提言特別委員会
- 【住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館 2階
- 【電話番号】 03-6434-1125 (代表)
- 【メールアドレス】 nacs-teigen@nacs.or.jp

記

4 平成30年度輸入食品等監視指導における基本的考え方

【監視指導の基本的考え方】について

- ①食品安全基本法第4条の観点から、輸出国における生産の段階から衛生管理対策をさらに強化し、健康被害の防止や食中毒等のリスク低減に努めていただきたい。
- ②輸出国における衛生管理状態の確保と同時に、輸送・保管段階（船や航空機による輸送、輸送後の保管）における温度管理等の衛生管理も重要なので管理が適切に行われるように監視をしていただきたい。
- ③更に、輸入後の国内における受入、保管、輸送、製造においても安全性確保の管理が引き継がれるよう、指導、監視をしていただきたい。
- ④食品に求められる衛生状態の程度や管理方法は異なるので、妥当な管理手段と基準を設けて監視していただきたい。
- ⑤法違反を繰り返すなどの輸入者に対しては、法違反の原因を改善することを目的として指導したり、必要に応じて法に基づく輸入者の営業の禁止または停止を命ずるとの考え方に賛成する。単に違反業者のみならず、輸入者全体の法令順守につながると思われる。

【輸出国段階における衛生管理対策を更に強化】について

①HACCPによる衛生管理

国内においてHACCPによる衛生管理がなされている食品と同種については、HACCPによる衛生管理を輸入の要件とするなど、衛生管理対策の徹底を希望する。

②衛生証明書による衛生管理の確認

乳製品や水産食品等、特に適切なリスク管理が求められる動物性食品は、食肉等と同

様に、輸出国政府機関が発行した衛生証明書を輸入の要件にしてすることを希望する。

【輸入時の検査体制の整備】 について

①食品衛生監視員の増員

輸入食品の届出件数の増加を受け、引き続き増員を図っていただきたい。

②監視指導體制の整備

輸入食品が今後更に増加する可能性があることを考慮し、適切な監視指導を徹底するための体制の整備を図っていただきたい。民間の検査機関の積極的活用を検討すべきではないか。特に輸入前相談については、より一層の活用を行っていただきたい。

③輸入食品監視指導計画の策定

輸入食品監視指導計画の策定は単年度の業務計画だけでなく、中長期的な視点も持つことが重要である。

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】 について

① いわゆる健康食品に対しては、従来から問題点が多いことから、特に健康被害情報の確認の指導を希望する。

②輸出国における生産者、加工者の現場の施設・設備および従業員等の衛生状態について、輸入者による監視、指導が適切に実施されるよう指導を希望する。

以上